

議事録

審 議 会 等 名	つくばみらい市水道運営審議会
開 催 日	令和元年１０月７日（月曜日）
開 催 場 所	つくばみらい市役所谷和原庁舎 第３会議室
出 欠 者	出席委員 青木謙二，秋田恵子，浅野光一，伊藤正実，今川英明 片見礼子，鐘ヶ江礼生奈，白鳥治代，染谷礼子，中山和明 欠席委員 長塚悦子，古谷道男 市出席者 奈幡都市建設部長，菊地上下水道課長，杉田課長補佐 石川課長補佐，岡野主査，武居主幹
議 事	給水装置工事事業者指定手数料の改定について（諮問）
議 事 概 要	１ 開会 午後１時３０分 ２ 市長あいさつ ３ 会長あいさつ ４ 議事 ・染谷会長が議長となった。 ・議長が事務局に諮問内容について説明を求めた。 ・事務局が資料により説明を行った。 ・議長が委員に質疑等を求めたところ次の意見があった。 【意見】 委員 電気工事業の更新は５年ごとで 12,000 円であるが，それに比べると安い。 ・議長が水道法の一部改正に伴う給水装置工事事業者指定手数料の改定について，新規手数料を 10,000 円，更新手数料を 5,000 円に改定することは適切なものと認めることで答申書を市長へ提出してよろしいか委員へ諮ったところ了承された。 ５ その他 平成３０年度水道事業会計決算について事務局が資料により説明を行った。（質疑なし） ６ 閉会 午後２時１０分
配 付 資 料	・諮問書 ・給水装置工事事業者指定手数料の改定について ・平成３０年度水道事業会計決算について
そ の 他	傍聴人なし

諮 問 書

みらい上下第 375号

令和 元年10月 7日

つくばみらい市水道運営審議会

会長 染谷 礼子 様

つくばみらい市水道事業

つくばみらい市長 小田川



つくばみらい市水道事業給水条例の一部改正について、次のとおり意見を求めます。

諮問に係る件名	給水装置工事事業者指定手数料の改定について
諮 問 の 内 容	令和元年10月1日施行の水道法の一部改正において、給水装置工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定について更新制の導入が行われたことにより、つくばみらい市水道事業給水条例においても更新手数料を5,000円と定め、加えて新規の手数料を現行の5,000円から10,000円へ改定を行うことについて、意見を求めるものです。
備 考	別添 新旧対照表

つくばみらい市水道事業給水条例(平成18年つくばみらい市条例第131号)新旧対照表

改正案				現行					
別表第2(第29条関係)				別表第2(第29条関係)					
種類	区分			金額(円)	種類	区分			金額(円)
給水工事申請手数料	新設又は全面改造	一般住宅等		4,000	給水工事申請手数料	新設又は全面改造	一般住宅等		4,000
		集合住宅等	1棟につき	5,000			集合住宅等	1棟につき	5,000
			加算額1戸当たり	1,000				加算額1戸当たり	1,000
	その他の工事			2,000		その他の工事			2,000
給水管等分岐手数料	既設管からの分岐			4,000	給水管等分岐手数料	既設管からの分岐			4,000
道路占用申請手数料	国道、県道の占用を要するもの			2,000	道路占用申請手数料	国道、県道の占用を要するもの			2,000
給水装置工事事業者指定手数料		新規		10,000	給水装置工事事業者指定手数料				5,000
		更新		5,000					

答 申 書

令和元年10月7日

つくばみらい市水道事業

つくばみらい市長 小田川 浩 様

つくばみらい市水道運営審議会

会長 染谷 礼子



令和元年10月7日付みらい上下第375号で諮問のありました件については、審議の結果次のとおり決定したので答申します。

諮問に係る件名	給水装置工事事業者指定手数料の改定について
審 議 の 結 果	<u>つくばみらい市水道運営審議会の審議結果</u> 令和元年10月7日付みらい上下第375号により諮問された「給水装置工事事業者指定手数料の改定について」は適切なものと認める。 <u>つくばみらい市水道運営審議会の判断</u> 手数料は、地方自治法第227条のとおり「特定の者のために対する事務の対価」となるため、給水装置工事事業者指定に係る経費を手数料とし、費用負担の公平性を確保すること。
備 考	

給水装置工事事業者指定手数料の改定について

- 1 指定給水装置工事事業者の指定の更新制について
 - (1) 水道法の一部改正の概要
 - (2) 更新の概要
 - (3) 講習会の実施
- 2 指定手数料の算定について
 - (1) 手数料設定の根拠
 - (2) 手数料金額の根拠
- 3 制度開始までのスケジュール

1 指定給水装置工事事業者の指定の更新制について

(1) 水道法の一部改正の概要

- 1 関係者の責務の明確化
- 2 広域連携の推進
- 3 適切な資産管理の推進
- 4 官民連携の推進

5 指定給水装置工事事業者制度の改善・・・資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

指定給水装置工事事業者制度とは・・・
給水装置の構造や材質が水道法に規定される基準に適合することを確保し、安心安全な水を供給するため、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度。

※水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施工する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定しています。

(2) 更新の概要

- 指定の有効期間・・・5年間（既指定の事業者については経過措置があります。）
- 更新の時期・・・水道事業者が指定する更新期間内に更新の手続きを行う。
- 更新の手続き・・・手続きの書類（新規指定のときと同じ書類）を作成し、水道事業者へ提出する。
また、指定に係る事務手数料として、手数料を納める。

(3) 講習会の実施

- 更新の際、講習会は実施しない。（更新受付の時に、注意事項等の資料配付と説明は行う。）
- 新規指定の際に個別に講習会を実施する。（約80分）

2 指定手数料の算定について

(1) 手数料設定の根拠

地方自治法第227条及び地方自治法第228条（抜粋）

第227条（手数料）

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条（分担金等に関する規制及び罰則）

分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

<以下省略>

つくばみらい市給水条例第29条

（手数料）

第29条 手数料は、別表第2の区別により、申込者から申込みの際徴収する。

<以下省略>

別表第2（第29条関係）

種類	区分	金額（円）
<省略>		
給水装置工事事業者指定手数料		5,000

(2) 手数料の金額の根拠 (※百円単位を四捨五入した額)

指定に係る事務費用を手数料として申請者に負担していただく。

《算式》

新規・・・9,857 円 → 10,000 円

①受付業務

人件費 (4,333) + 消耗品費・印刷費 (400) + 通信費 (0) = 4,733 円

②講習業務

人件費 (4,000) + 消耗品費・印刷費 (1,040) + 通信費 (84) = 5,124 円

更新・・・5,072 円 → 5,000 円

①受付業務

人件費 (4,333) + 消耗品費・印刷費 (479) + 通信費 (260) = 5,072 円

人件費・・・書類確認, 審査
書類作成, 講習会等
消耗品費・印刷費・・・書類の用紙,
封筒代, 印刷代
通信費・・・郵送代

3 制度開始までのスケジュール

令和元年	12 月	給水条例の一部改正について議会に上程
令和 2 年	1 月	給水条例の一部改正について周知
	4 月	給水条例の一部改正条例の施行
	5 月	該当事業者への個別通知発送
	7 月	該当事業者の更新
令和 3 年	5 月	該当事業者への個別通知発送
	7 月	該当事業者の更新

～ 以降 毎年度続く

平成30年度水道事業会計決算について

＜決算概要資料＞

- 1 業務状況について
 - (1) 【給水人口・給水戸数・普及率】
 - (2) 【配水量・有収水量・有収率】
- 2 経営状況について
 - (1) 【収益的収支】
 - (2) 【資本的収支】
 - (3) 【経営状況比較表】
- 3 事業概要について

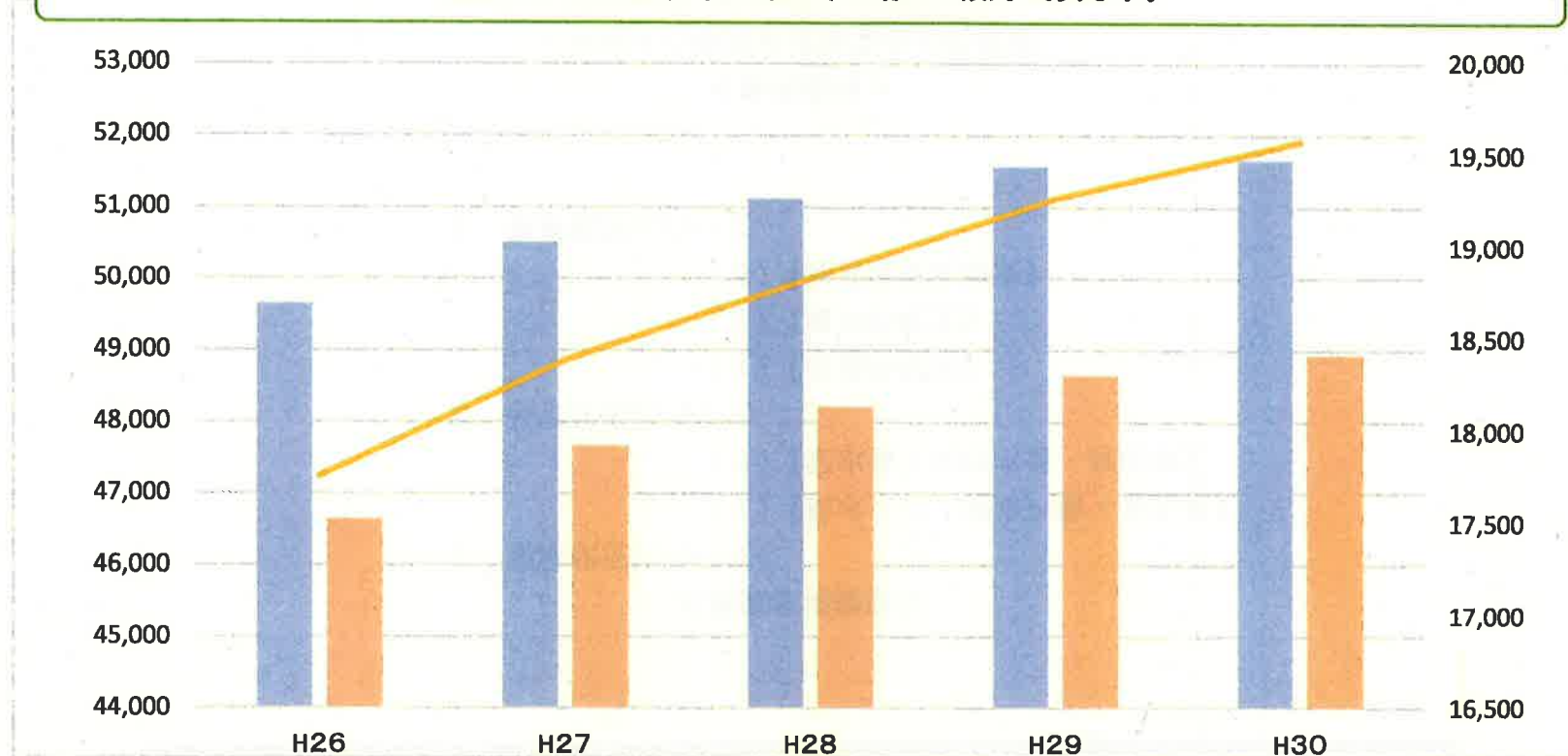
＜参考資料＞

平成30年度水道事業会計決算書

1 業務状況について

(1) 【給水人口・給水戸数・普及率】

給水人口・給水戸数・普及率は年々増加の傾向にあります。

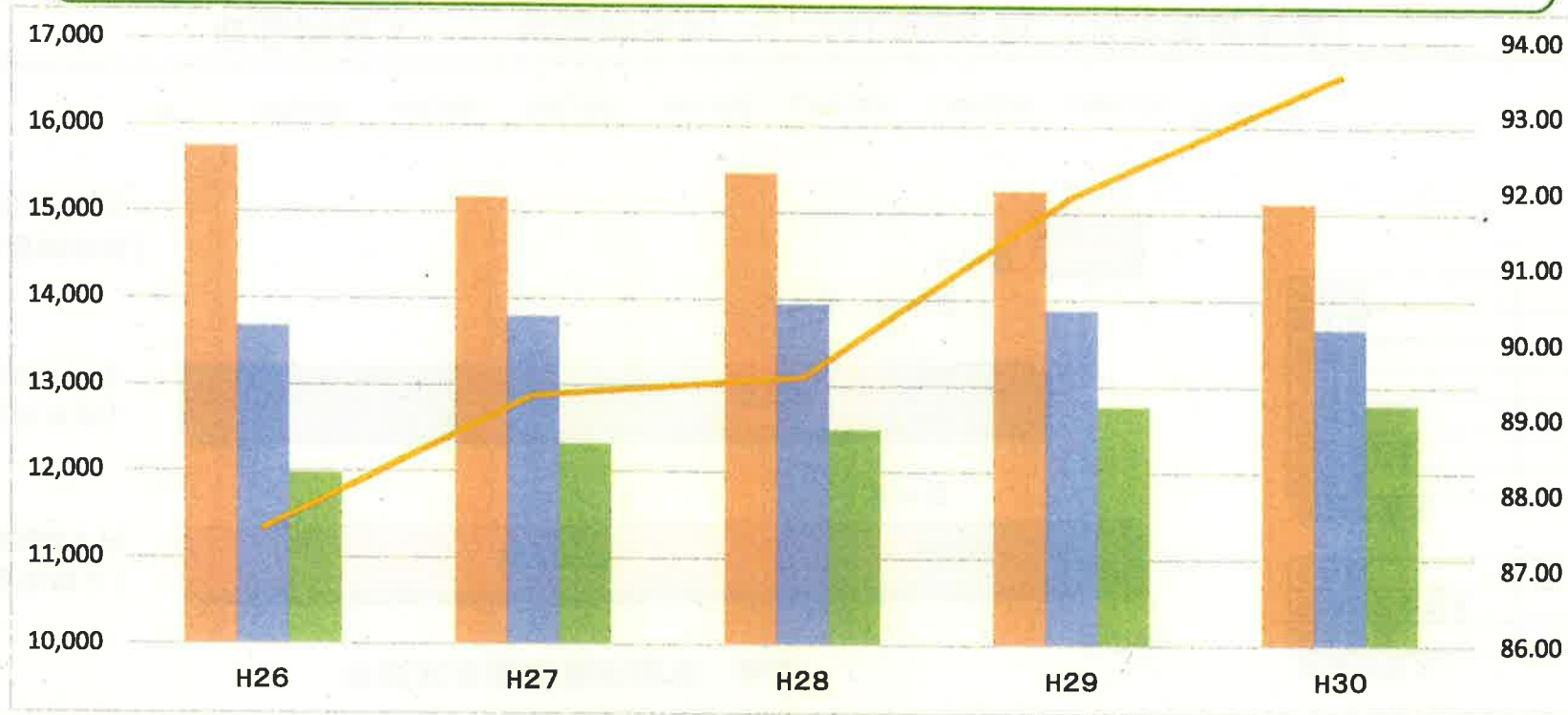


区分		H26	H27	H28	H29	H30	H30－H29
行政区域内人口	(人)	49,643	50,506	51,122	51,570	51,662	92
給水人口	(人)	46,636	47,665	48,207	48,647	48,933	286
給水戸数	(戸)	17,760	18,388	18,834	19,272	19,580	308
普及率	(%)	93.94	94.37	94.30	94.33	94.72	0.39

(2) 【配水量・有収水量・有収率】

給水人口の増加に伴い、有収水量が増加しています。

また、漏水調査を継続的に実施し、漏水の早期発見・修理をすることにより、無駄な配水が減り有収率が向上しています。



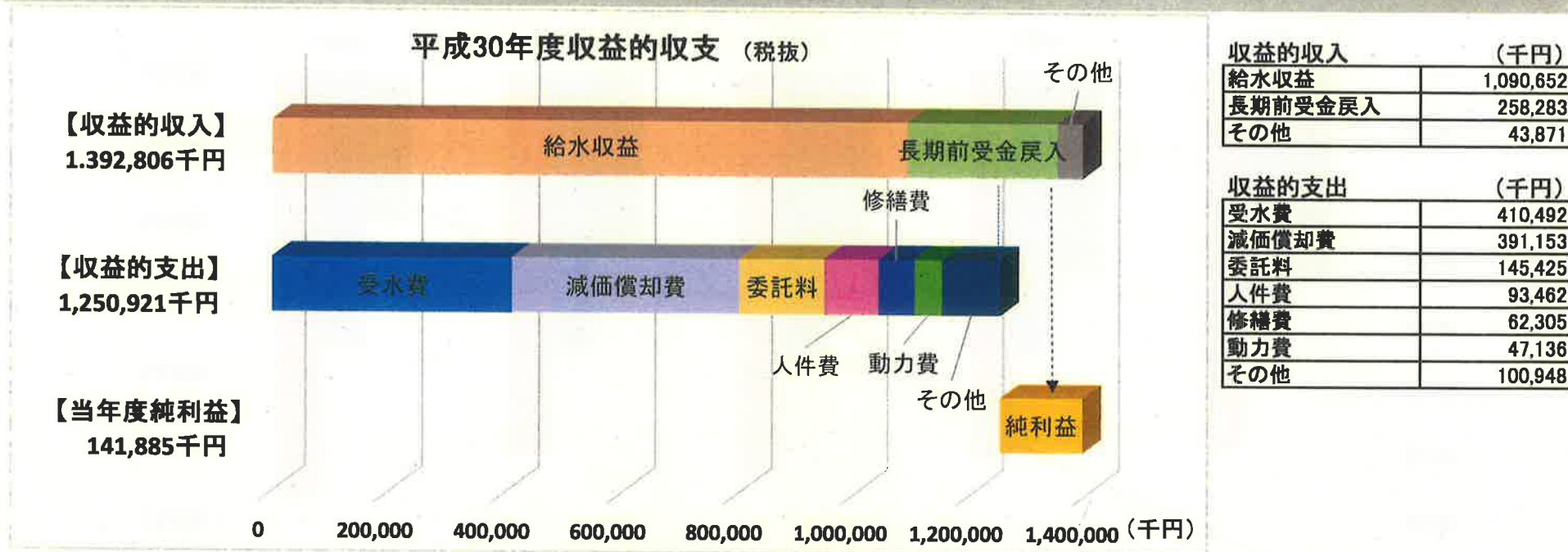
区分		H26	H27	H28	H29	H30	H30－H29
一日最大配水量	(m³)	15,749	15,172	15,452	15,257	15,121	△ 136
一日平均配水量	(m³)	13,678	13,793	13,941	13,881	13,669	△ 212
一日平均有収水量	(m³)	11,973	12,316	12,483	12,762	12,786	24
有収率	(%)	87.53	89.29	89.54	91.94	93.54	1.60

2 経営状況について

(1) 【収益的収支】

《損益計算書(3条予算)》(税抜)

水道を送るための施設の維持や運転, 料金徴収などの収支



収益的収入 - 収益的支出 = 141,885千円 (当年度純利益)

■当年度純利益とは・・・

収益的収支で収入が支出を上回った場合に発生します。これは、『公共的必要余剰』として水道事業の経営に必要なものであり、議会の議決により用途が決定され、資本的収支の不足額の補填財源の一部となります。

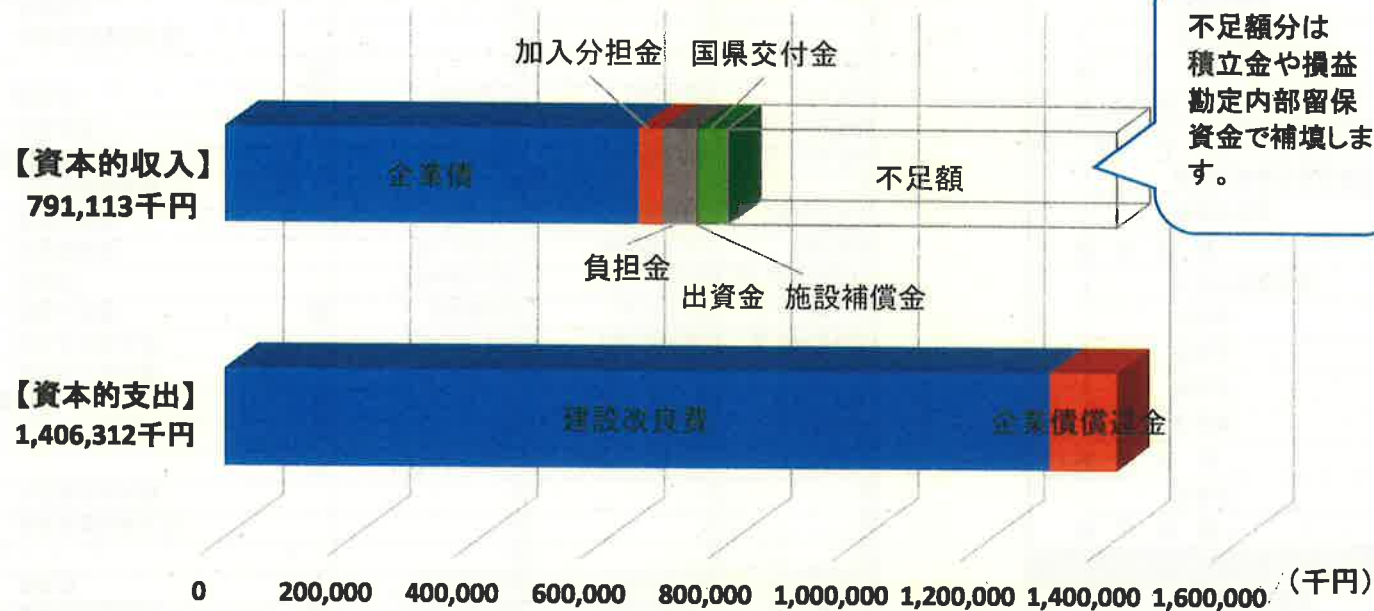
主な用途：《減債積立金》施設の新設や更新のために借入れる企業債の返済に充てるために積み立てるもの
《建設改良積立金》施設の新設や更新の費用に充てるために積み立てるもの

(2) 【資本的収支】

(4条予算)(税込)

施設の整備・改良をするための収支

平成30年度資本的収支(税込)



資本的収入 (千円)	
企業債	851,000
加入分担金	37,314
負担金	52,475
出資金	1,184
施設補償金	2,140
国県交付金	47,000

資本的支出 (千円)	
建設改良費	1,299,810
企業債償還金	106,502

不足額	△615,199
-----	----------

【補填財源】	
減価積立金	95,209
建設改良積立金	117,727
消費税等資本的収 支調整額	59,051
損益勘定留保資金	343,212

資本的収入 － 資本的支出 ＝ △615,199千円 (不足額)

■不足額とは・・・

施設の整備や改良を行う財源は加入分担金・他会計からの負担金・国県からの交付金等がありますが多くは自己資金(純利益や現金の支出を伴わない費用(減価償却費など)の積み上げ)で賄っています。また、事業の内容によっては企業債を借り入れることで財源を確保しています。企業債については一定期間での償還を行うことで、世代間負担の公平性を図っています。

(3) 水道事業の経営状況比較表

損益計算書 項目	平成 30年度	平成 29年度	増減額
総収益	① 1,392,806,027	1,386,463,443	6,342,584
經常収益	② 1,392,806,027	1,386,463,443	6,342,584
営業収益	③ 1,105,012,484	1,097,377,486	7,634,998
給水収益	④ 1,090,651,630	1,083,208,250	7,443,380
受託工事収益	⑤ 2,968,952	2,222,950	746,002
その他の営業収益	11,391,902	11,946,286	△ 554,384
営業外収益	287,793,543	289,085,957	△ 1,292,414
受取利息	409,424	531,491	△ 122,067
他会計補助金	78,000	238,000	△ 160,000
長期前受金戻入	⑥ 258,282,999	258,762,357	△ 479,358
雑収益	29,023,120	29,554,109	△ 530,989
特別利益	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0
その他特別利益	0	0	0
総費用	⑦ 1,250,921,035	1,241,745,705	9,175,330
經常費用	⑧ 1,250,921,035	1,241,745,705	9,175,330
営業費用	⑨ 1,231,701,130	1,222,189,746	9,511,384
原水及び浄水費	440,464,312	433,384,465	7,079,847
配水及び給水費	194,920,836	199,550,367	△ 4,629,531
受託工事費	⑩ 2,968,000	6,150,000	△ 3,182,000
総係費	159,694,197	173,840,028	△ 14,145,831
減価償却費	391,153,101	390,822,513	330,588
資産減耗費	42,500,684	18,442,373	24,058,311
その他営業費用	0	0	0
営業外費用	19,219,905	19,555,959	△ 336,054
支払利息	16,829,686	17,905,935	△ 1,076,249
雑支出	⑪ 2,390,219	1,650,024	740,195
特別損失	⑫ 0	0	0
過年度損益修正損	0	0	0
減損損失	0	0	0
引当金繰入額	0	0	0
当年度純利益	141,884,992	144,717,738	△ 2,832,746
年間総有収水量	⑬ 4,666,965 m ³	4,658,086 m ³	8,879 m ³
★総収支比率 ①/⑦×100	111.34 %	111.65 %	△ 0.31 %
經常収支比率 ②/⑧×100	111.34 %	111.65 %	△ 0.31 %
営業収支比率 (③-⑤) / (⑨-⑩) ×100	89.69 %	90.06 %	△ 0.37 %
供給単価 ④/⑬	⑭ 233.70 円	232.54 円	1.15 円
供給原価 (⑦-⑩-⑫) /⑬	⑮ 212.06 円	209.71 円	2.35 円
料金回収率 ⑭/⑮×100	⑯ 110.20 %	110.89 %	△ 0.69 %

※収支比率は費用に対してどれだけ利益をあげたか。標準は100%で、比率が高いほどよい。

貸借対照表 項目	平成 30年度	平成 29年度	増減額
固定資産	11,960,113,706	10,954,190,502	1,005,923,204
有形固定資産	11,960,113,706	10,954,190,502	1,005,923,204
流動資産 A	1,446,620,817	2,188,891,489	△ 742,270,672
現金預金 a	1,214,620,841	1,974,506,268	△ 759,885,427
未収金 b	214,026,086	189,482,401	24,543,685
貸倒引当金 c	△ 1,470,000	△ 2,140,000	670,000
貯蔵品	5,243,890	5,642,820	△ 398,930
前払金	14,200,000	21,400,000	△ 7,200,000
その他流動資産			
資産合計	13,406,734,523	13,143,081,991	263,652,532
固定負債	2,492,635,355	1,963,427,604	529,207,751
企業債	2,492,635,355	1,963,427,604	529,207,751
流動負債 B	413,286,376	887,814,076	△ 474,527,700
企業債	121,792,249	106,502,239	15,290,010
未払金	284,192,242	774,163,083	△ 489,970,841
前受金	2,268	0	2,268
引当金	6,956,000	6,796,000	160,000
その他流動負債	343,617	352,754	△ 9,137
繰延収益	6,217,791,088	6,151,887,599	65,903,489
長期前受金	10,535,453,183	10,284,906,820	250,546,363
長期前受金収益化累計額	△ 4,317,662,095	△ 4,133,019,221	△ 184,642,874
負債合計	9,123,712,819	9,003,129,279	120,583,540
資本金	3,753,567,056	3,397,964,835	355,602,221
剰余金	529,454,648	741,987,877	△ 212,533,229
資本剰余金	139,328,037	139,328,037	0
利益剰余金	390,126,611	602,659,840	△ 212,533,229
資本合計	4,283,021,704	4,139,952,712	143,068,992
負債資本合計	13,406,734,523	13,143,081,991	263,652,532

【財政比率】

流動比率 A/B×100	350.03 %	246.55 %	103.48 %
流動負債の返済能力。200%以上が望ましい。			
資金不足比率 (B-A) / (③-⑤) ×100	△ 93.77 %	△ 118.80 %	25.04 %
(△) は資金不足なし			
当座比率 (a+b-c) / B	346.04 %	243.98 %	102.05 %

当座資金の調達運用は円滑に行えているか。100%以上が望ましい。

3 事業概要について

久保浄水場 更新事業 〔配水施設更新工事〕

◆事業の概要

老朽化した久保浄水場の高区配水施設(電気機械設備や配水池など)の更新工事を、平成28年度から平成30年度にかけて行いました。

◆効果

施設の老朽化が解消され、地震にも強い施設となったことで久保浄水場からより安定した水の供給ができるようになりました。

◆工事費及び内容

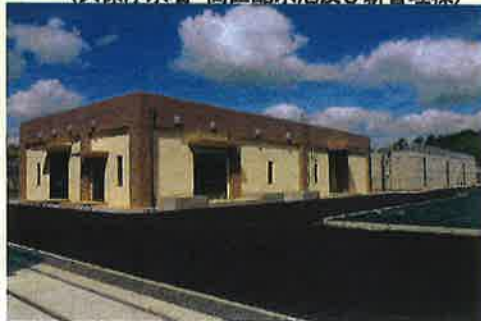
工事費	678,911 千円	(H28～30年度 総工事費 1,787,550 千円)
内 容	配水池 1,100㎡×2槽 電気機械設備・建築・土木工事 一式	

◆状況写真

《旧施設》
(久保浄水場 高区配水池)



《完成》
(久保浄水場 高区配水池及び新管理棟)



久保浄水場 更新事業 〔送水施設整備工事〕

◆事業の概要

久保浄水場からみらい平配水場に浄水を送水するため、送水施設の工事を平成28年度から平成30年度にかけて行いました。

◆効果

みらい平配水場の水源は、県企業局水海道浄水場からの受水のみでしたが、久保浄水場からの送水が可能となったことで、谷和原浄水場や久保浄水場と同様に複数の水源が確保されました。

◆工事費及び内容

工事費	30,386 千円	(H28～30年度 総工事費 72,642 千円)
内 容	送水ポンプ φ80mm×11kw 2台 電気機械設備 一式	

◆状況写真

《完成》
(久保浄水場 送水設備)



《送水先のみらい平配水場 配水池》



緊急時給水拠点確保等事業

◆事業の概要

浄水場から指定避難所まで、地震に強い配水管の整備を行いました。

◆効果

浄水場から避難所までの配水管を耐震化することで、避難所となる施設への給水を確保することができます。

◆工事費及び内容

工事費	154,577 千円
-----	------------

内 容	配水管布設工事(建設工事)	3件
	実施設計委託	1件

◆状況写真

《施工中》



この事業は、次年度も継続して行います。

《完成》



配水設備改良事業

◆事業の概要

老朽化した配水管や電気計装設備の更新工事を行いました。

◆効果

更新工事を行うことにより、配水管の老朽化による漏水を防いだり、電気計装設備の故障を防ぎ、水を安定的に供給することができます。

◆事業費及び内容

工事費	366,561 千円
-----	------------

内 容	配水管布設工事(建設工事)	3件
	配水管更新工事(改良工事)	8件
	水道施設電気計装設備更新工事	3件
	実施設計等委託	4件

◆状況写真

《施工中》
(ポリエチレン管融着)



この事業は、次年度も継続して行います。

《完成》



漏水調査業務委託

◆事業の概要

漏水を早期に発見し修理するために、漏水調査を行いました。

◆効果

漏水を早期に発見し修理することにより、道路陥没等の災害防止や無駄な配水を抑え、有収率の向上を図ることができます。

◆H30年度実施箇所

つくばみらい市内
120km 2,700戸

伊奈地区(小張・青木・長渡呂 他)

谷和原地区(谷原地区・十和地区・福岡地区)

◆事業費

委託料	7,776 千円
-----	----------

◆状況写真

《作業状況》
(給水管漏水調査)



この事業は、次年度も
継続して行います。

《作業状況》
(水道本管漏水調査)



配水管洗浄業務委託

◆事業の概要

安全で良質な水道水の供給を図るため、配水管の洗浄を行いました。

◆効果

配水管の洗浄作業を行うことにより、濁り水の発生を抑え、安全で良質な水道水を供給することができるようになります。

◆H30年度実施箇所

富士見ヶ丘地区

◆事業費

委託料	9,396 千円
-----	----------

◆状況写真

《作業状況》



この事業は、次年度も
継続して行います。

《作業状況》
(事後、配水管内を水中カメラにより確認)

